

# ○那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程

1966年8月10日

議会訓令第3号

改正 昭和49年5月15日 議会訓令第6号

平成18年3月1日 議会訓令第1号

## (目的)

第1条 この規程は、職員であることを表示するための名札の制式及び貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

## (制式)

第2条 名札の制式は、第1号様式及び第2号様式のとおりとする。

## (職員の定義)

第3条 この規程において職員とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第3項の事務局長及び書記及びその他の職員をいう。

## (貸与)

第4条 名札は、次に掲げるときに貸与する。

- (1) 職員となったとき。
- (2) ICカード読取機が設置されていない庁舎から初めて勤務することとなったとき。

## (届出)

第5条 名札を損傷し、または紛失したときは、名札損傷・紛失届（第3号様式）により議長にすみやかに届け出なければならない。

## (返納)

第6条 名札は、職員でなくなったときは、すみやかにこれを返納しなければならない。

## (取り扱い)

第7条 名札の取り扱いに関しては、庶務課において行うものとする。

## 付 則

この訓令は、1966年8月10日から施行する。

付 則（昭和49年5月15日議会訓令第6号）

この訓令は、昭和49年5月15日から施行する。

付 則（平成18年3月1日議会訓令第1号）

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

様式（省略）